

## 市地球温暖化対策実行計画(第2期)

～温室効果ガス総排出量の削減目標を達成しました～

地球温暖化対策として、市役所という一事業所の立場で、平成22年度～26年度を計画年度とする地球温暖化対策実行計画(第2期)を策定し、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量削減に努め、その結果、温室効果ガスの総排出量の削減目標に関して、目標削減率5%を大きく上回り達成することができました。今後も温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを進めていきます。

### 平成26年度 温室効果ガス(二酸化炭素) 排出量

基準総排出量 A	3,655,596kg-CO <sub>2</sub>
26年度排出量 B	3,174,771kg-CO <sub>2</sub>
削減量 (A-B)	481,005kg-CO <sub>2</sub>
削減率 (A-B) / A	13.2%

※「地球温暖化対策実行計画(第2期)」は、平成17年度～21年度の平均値に、第1期計画で対象外であった3施設(グリーンピア岩沼、ハナトピア岩沼、消防署)を加え、被災の影響により解体や利用されなくなった2施設(寺島学習館、下野郷学習館)を除いた総排出量を基準に、計28施設からの温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を平成26年度までに5%削減することを目標としたものです。

問/生活環境課(☎内線335)

## 窓口における本人確認にご協力をお願いします

戸籍謄抄本や住民票の写し、税証明などの交付請求をされる場合、本人なりすましによる交付請求を防止し、あわせて市民の個人情報を守るため、請求される方の本人確認をしています。

1月より「個人番号カード(マイナンバーカード)」の交付が始まり、受け取られる方の本人確認は、顔写真のある公的機関の証明書(免許証など)は1点の提示となりますが、顔写真のない証明書(保険証など)は2点以上の提示が必要となります。

つきましては、証明書などを間違いのないようお渡しするため、1月4日(月)以降の本人確認は下記のとおりとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

※各種マイナンバー取扱事務の申請時も同様となります。

### 【本人確認書類の具体例】

1点の提示で足りるもの(例)	2点以上の提示が必要なもの(例)
○運転免許証	○写真のない住民基本台帳カード
○写真付き住民基本台帳カード	○年金手帳
○個人番号カード	○国民健康保険被保険者証
○旅券(パスポート)	○健康保険被保険者証
○在留カードまたは特別永住者証明書	○介護保険被保険者証
○顔写真があるもの	○後期高齢者医療被保険者証
	○顔写真がないもの

問/市民課(☎内線223)、税務課(☎内線243)、総務課(☎内線518)

## 玉浦西地区災害公営住宅入居申し込みのご案内(追加募集)

災害公営住宅は、東日本大震災により住宅を滅失し、自力での住宅再建が難しい方の安定した生活を確保するために整備した公的な賃貸住宅です。

○今回の入居申し込みは、次の世帯が対象です。  
東日本大震災により住宅を失い、住宅に困窮する世帯で、

- (1) 岩沼市内で被災した世帯
- (2) 岩沼市外で被災し、現在岩沼市に住民登録のある世帯

※住宅を再建した世帯(建設、補修のほか、民間アパートなどに加算支援金を受けて入居した世帯など)は対象となりません。

※岩沼市内で被災した世帯を優先とします。

○入居希望者が募集戸数を超える場合は、抽選により決定します。なお、抽選で外れた世帯などは補欠となりますが、入居辞退などがなく空きが生じないときは入居できないことがありますので、ご了承の上、申し込みください。

○入居申し込みは、原則として被災時に居住していた世帯につき1戸です。ただし、やむを得ない事情により世帯を分離して申し込みをする際には、ご相談ください。

※申し込みは、間取りごととなりますが、部屋番号を選ぶことはできません。

※申込書に必要事項を記入し、申込窓口を持参してください。

配布・申込期間/1月18日(月)～29日(金)

申込書類配布窓口/市役所4階 復興・都市整備課

申込・問/復興・都市整備課(☎内線429)

# 耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をした住宅に係る 固定資産税が減額されます

## 耐震改修

現行の耐震基準に適合するよう住宅に改修工事を施した場合で、次の条件を満たしているものは、その住宅の床面積120㎡相当分までの固定資産税の税額について、工事が完了した年の翌年度に限り2分の1が減額されます。

**対象家屋**／昭和57年1月1日以前から存在している住宅

**対象工事**／平成27年1月1日～27年12月31日の間に完了した耐震改修工事

**改修工事の費用**／耐震改修に要した費用が1戸当たり50万円以上であること

**申告期限**／工事が完了した日から原則3カ月以内

## 省エネ改修

既存住宅において、一定の熱損失防止改修(省エネ改修)工事を施した場合で、次の条件を満たしているものは、その住宅の床面積120㎡相当分までの固定資産税の税額について、工事が完了した年の翌年度に限り3分の1が減額されます。ただし、新築住宅や住宅耐震改修による減額と同時に適用されませんのでご注意ください。

**対象家屋**／平成20年1月1日以前から存在している住宅(貸家を除く)

**対象工事**／平成27年1月1日～28年3月31日の間に行われた次のいずれかの改修工事で、省エネ基準に新たに適合すること

○窓の改修工事(必須) 例：断熱性を高めるための複層ガラス化など

○窓の改修工事と併せて行う床、天井、壁(外気と接するものの工事に限る)の断熱工事

**改修工事の費用**／省エネ改修工事に要した費用が50万円以上であること

**申告期限**／工事が完了した日から原則3カ月以内

## バリアフリー改修

既存住宅において一定のバリアフリー改修工事を施した場合で、次の条件を満たしているものは、その住宅の床面積100㎡相当分までの固定資産税の税額について、工事が完了した翌年度分に限り3分の1が減額されます。ただし、住宅耐震改修による減額と同時に適用されませんのでご注意ください。

**対象家屋**／次のいずれかの人が居住する、平成19年1月1日以前から存在している住宅(貸家を除く) ○65歳以上の人 ○要介護認定または要支援認定を受けている人 ○障がいのある人

**対象工事**／平成27年1月1日～28年3月31日の間に行われた改修工事で、次のいずれかの工事であること

○廊下の拡幅 ○階段のこう配の緩和 ○手すりの取り付け ○浴室やトイレの改良

○床の段差の解消 ○引き戸への取り換え ○床表面の滑り止め化

**改修工事の費用**／バリアフリー改修工事に要した費用のうち補助金などを除く自己負担額が50万円以上であること

**申告期限**／工事が完了した日から原則3カ月以内

※各制度とも、改修工事完了後3カ月以内の申告が必要です。事情により申告が間に合わなかった方や、詳しい申告の手続きについてご質問のある方はお問い合わせください。

問／税務課固定資産税係 (☎内線248)

## 新市営火葬場に係る都市計画(案)の縦覧について

新市営火葬場に係る都市計画案(位置および面積など)の縦覧を行います。

### ○意見書の提出

案の縦覧期間中には、都市計画法に基づき、市民および利害関係のある方は、市に意見書を提出することができます。意見書(自由様式)に住所、氏名、意見の内容を明記の上、復興・都市整備課へ持参または、郵送(縦覧期間中必着)してください。

### ○縦覧期間・場所

**縦覧期間**／1月15日(金)～29日(金)

9時～17時(※閉庁日を除きます)

**縦覧場所**／市役所4階 復興・都市整備課

※案は縦覧期間中、市ホームページにも掲載します。

**提出先・問**／〒989-2480 桜一丁目6番20号

復興・都市整備課 (☎内線424)